

第三期東京都医療費適正化計画 進捗状況の調査・分析

I 取組の進捗状況

第4部第1章 都民の健康の保持増進及び医療資源の効率的な活用に向けた取組

第1節 生活習慣病の予防と健康の保持増進に向けた取組

1 健康診査及び保健指導の推進

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

①**特定健診実施率**

②**特定保健指導実施率**

③**メタボ該当者及び予備群の減少率**

(2) 生活保護受給者の生活習慣病予防対策

(3) データヘルス計画の推進

(4) がん検診、肝炎ウイルス検査の取組

2 生活習慣病の重症化予防の推進

3 高齢期における社会生活を営むために必要な機能の維持

4 健康の保持増進に向けた一体的な支援

(1) 個人の健康づくりの実践を支援する取組

(2) 歯・口の健康づくりの取組

(3) 乳幼児期・児童期からの健康づくりの推進

(4) ライフステージに応じたスポーツの振興

5 たばこによる健康影響防止対策の取組

6 予防接種の推進

第2節 医療資源の効率的な活用に向けた取組

1 切れ目ない保健医療体制の推進

(ア) 地域医療構想による病床機能の分化・連携

以下(イ)～(コ)の取組

(イ) がん医療 (ウ) 脳卒中医療 (エ) 心血管疾患医療

(オ) 糖尿病医療 (カ) 精神疾患医療 (キ) 救急医療

(ケ) 周産期医療 (ケ) 小児医療 (コ) 在宅療養

2 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進

(ア) 介護基盤の整備の促進と介護人材の確保等

(イ) 認知症対策の総合的な推進

(ウ) 高齢者の住まいの確保

(エ) 介護予防の推進と支え合う地域づくり

3 緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供

(ア) “ひまわり”や“t-薬局いんふお”による適切な医療機関・薬局の選択

(イ) “医療情報ナビ”等による医療の仕組みなどに対する理解促進

(ウ) 東京消防庁救急相談センターによる電話相談の普及啓発

(エ) 「東京版救急受診ガイド」の利用促進

4 後発医薬品の使用促進

①**後発医薬品の使用促進に関する数値目標**

5 医薬品の適正使用の推進

6 レセプト点検等の充実強化

II 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力

第4部第3章 医療費適正化の推進に向けた関係者の役割と連携

I 取組の進捗状況 1 生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

1 健康診査及び保健指導の推進

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

	計画足下値		計画策定	第3期計画期間						令和5年度 (目標値)
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
特定健康診査 の実施率	63.4%	64.8%	66.2%	67.1%	65.9%	63.4%	65.4%			70%以上
特定保健指導 の実施率	14.8%	15.6%	16.6%	20.3%	20.2%	21.0%	23.1%			45%以上
メタボ該当者 及び予備群の 減少率	19.03%	18.39%	16.69%	16.44%	15.75%	12.04%	15.47%			25%以上 (平成20年 度比)
第3期の 取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○都は、定期的な健診受診や必要に応じ早期に医療機関を受診し、治療を継続することの重要性などについて、様々な広報媒体を活用し、引き続き、普及啓発を図っていく。 ○都は、財政支援及び先進的な事例の情報提供等、特定健康診査等の推進に取り組む区市町村への支援を引き続きしていく。 ○保険者は、第三期特定健康診査等実施計画に基づき、受診者が利用しやすい実施体制を整備するとともに、効果的な受診勧奨に努めていく。 ○保険者は、特定健康診査の受診者に対し、個別のニーズや生活習慣に則した情報を分かりやすく提供するとともに、生活習慣病のリスクのある人に対しては特定保健指導を行い、健診結果により医療機関の受診が必要な場合や、治療中断の場合には適切に受診勧奨を実施していく。 ○保険者協議会においては、特定保健指導等を効果的に実施するためのプログラム研修の実施や、事業の円滑な実施のための調整等を引き続き実施していく。 									

I 取組の進捗状況 1 生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

1 健康診査及び保健指導の推進

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none">○都は、新型コロナウイルス感染症による受診控えを考慮し、令和2年度上半期以降、半期ごとに受診者数の変化等を把握とともに、調査結果及び区市町村の好事例を横展開し、被保険者への普及啓発として、定期受診の重要性や健診会場での感染防止対策をHPでPRした。○都は、さらなる特定健康診査・特定保健指導実施率向上に向けて、区市町村の取組を支援するため以下の取組を行った。<ul style="list-style-type: none">・特定健康診査未受診者・特定保健指導未利用者対策に要する経費及び特定健康診査等実施に関わる成績が良好である区市町村に対し、財政支援を実施・大学等と連携したデータヘルス計画支援事業において、特定保健指導について実施率を向上させる工夫を整理した「保健事業カルテ」を作成する等特定健康診査・特定保健指導を含む効果的な保健事業の横展開を実施・保険者協議会等の機会を通じて、保険者等が行う特定健康診査・特定保健指導等の好事例の情報共有を実施○区市町村は、受診しやすい環境づくり（受診期間の延長、休日・夜間受診、がん検診との同時受診）、効果的な受診勧奨及び関係団体との連携を行った。○都は、糖尿病予防のため、以下の普及啓発を実施した。<ul style="list-style-type: none">・都内2自治体の国保部門と連携して、国保被保険者の特定健診結果を基に糖尿病の発症リスクがある者等を抽出し、生活習慣改善などに関する啓発資料を送付して予防を促すとともに、事後アンケートで検証する取組を実施した。・糖尿病予防の重要性等についての理解促進及び上記取組の他自治体等への横展開のため、自治体、医療保険者等向け講演会を開催した。・世界糖尿病デー（11月14日）に合わせて、都庁舎や都立施設等のブルーライトアップを実施した。○保険者協議会において、保険者等の担当者を対象に特定保健指導等を効果的に実施するためのプログラム研修を行った。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">○特定健康診査及び特定保健指導の実施率は、いずれも第3期計画における目標値と比べ低い状況である。○特定健康診査の実施率の伸び悩みの要因として、令和元年度末から令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言期間において実施を控えることとされていたこと、受診控え等が起きたことにより受診率が低くなった可能性がある。○特定保健指導は、全国的に大規模保険者ほど実施率が低い傾向があり、東京都も低い実施率だが、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、特定保健指導を適切に実施していくために、令和2年度にICTの活用に関する見直しが行われ、実施率の上昇に寄与している可能性がある。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○引き続き、好事例の共有等により、特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けた取組を促進する。○引き続き、生活習慣の改善、定期的な健診などの重要性について啓発し、意識・行動変容を促す。

I 取組の進捗状況 1 生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

1 健康診査及び保健指導の推進

(2) 生活保護受給者の生活習慣病予防対策

第3期の取組の方向性	○都は、生活保護受給者に対する生活習慣病の予防や重症化の予防などの健康管理の支援充実に向けて、国の取組の方向性を注視しつつ、自立支援プログラム等の活用について、効果的な事例の提供、助言などにより福祉事務所を支援していく。 ○福祉事務所は、関連施策を充実、区市町村保健衛生部門との連携を強化し、生活保護受給者の健康管理の支援に取り組む。
第3期の取組	○福祉事務所において生活習慣病の重症化予防を目的に、健康診査の個別受診勧奨、町村役場と連携して健診結果で要医療となった生活保護受給者に対して、医療機関への受診勧奨を実施 等
第4期に向けた課題	○福祉事務所は、健康課題のある生活保護受給者への継続的な支援に取り組む必要がある。
第4期に向けた改善点	○都は、第3期に引き続き国的情報を注視しつつ、適宜情報共有を図るなどして福祉事務所を支援する。

(3) データヘルス計画の推進

第3期の取組の方向性	○都は、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）と連携して、今後全ての区市町村においてデータヘルス計画が策定されるよう、支援するほか、引き続き国保連合会が設置する保健事業支援・評価委員会において委員として助言等を行う。 ○都は、データヘルス計画の推進に当たっては、国保データベース（KDB）システムの有効活用や、国民健康保険部門と健康づくり部門とが連携した取組により、生活習慣病の発症・重症化予防など取組の充実が図られるよう必要な助言を行っていく。 ○都は、保険者協議会を通じ、好事例の取組等について情報共有を行い、保険者等の取組を支援していく。
第3期の取組	○第2期データヘルス計画推進及び第3期データヘルス計画策定（令和5年度）に向けて、PDCAサイクルを踏まえた保健事業支援の実績やノウハウがある大学等と連携し、区市町村に向けたデータヘルス計画の見直し支援、効果的な保健事業の横展開を実施【一部再掲】
第4期に向けた課題	○健康保険組合等では第2期データヘルス計画からデータヘルス・ポータルサイトや共通の評価指標の設定による標準化が進められているが、区市町村国保では令和6年度からの第3期データヘルス計画から、都道府県単位で計画様式や評価指標の標準化が実施される。 ○データヘルス計画に基づいて実施される保健事業について、アウトカムの向上につなげていく必要がある。
第4期に向けた改善点	○データヘルス計画の標準化によって得られた知見を活用し、効果的な取組を推進する。

I 取組の進捗状況 1 生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

1 健康診査及び保健指導の推進

(4) がん検診、肝炎ウイルス検診の取組

第3期の取組の方向性	<p>都は、がん検診について以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○がん検診の実施主体である区市町村の取組に対し、財政的・技術的支援を行う。○企業や関係団体等との連携を図りながら、職場での科学的根拠に基づく検診実施、受診率向上及び精度管理等に対する支援を行う。○区市町村、企業等の関係機関等と協力しながら、都民への効果的な普及啓発を行う。○全ての区市町村で科学的根拠に基づくがん検診が適切に実施されるよう、「がん検診の精度管理のための技術的指針」等の活用による技術的支援を行う。○精密検査についても、区市町村が検診結果を把握し、未受診者に対して個別に受診勧奨ができるよう、取組を支援する。○がん検診実施機関に対して、検診従事者向け研修の実施等により人材育成を行う。 <p>都は、肝炎ウイルス検査について以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○都民に対し、肝炎ウイルスの感染経路、感染予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、患者等への偏見を解消するためウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及啓発を図る。○区市町村に対し、地域の実情に応じた受検勧奨が実施されるよう、引き続き支援する。○職域団体等と連携し、職域における受検勧奨に取り組んでいく。○都保健所における肝炎ウイルス検査の実施とともに、区市町村、職域等との連携を通じて肝炎ウイルス検査の実施体制の整備に努める。
第3期の取組	<p>都は、以下のがん検診に関する取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○区市町村が実施する個別勧奨・再勧奨や受診しやすい環境整備などの取組に対する技術的支援及び財政的支援を実施○職域におけるがん検診の適切な実施を支援するため、科学的根拠に基づいたがん検診に係る精度管理等について講習会を実施。○都民に対する普及啓発の取組【ピンクリボンキャンペーン（乳がん）、Tokyo健康ウォーク（大腸がん）、女性の健康週間キャンペーン（子宮頸がん）等】を区市町村と連携して実施○女性特有のがんである子宮頸がん・乳がんをはじめ、様々な女性の健康問題について健康に関心を持ちにくい層も関心を持ち、手軽に正確な知識が得られるポータルサイト「TOKYO #女子けんこう部」を運営。○がん検診実施機関が質の高い検診を実施できるよう、がん検診従事者向けの研修として、生活習慣病検診従事者講習会等を実施 等○コロナ禍における検診受診者数影響調査を実施。ホームページ「コロナ禍におけるがん検診・健診受診ガイド」を開設。 <p>都は、ウイルス性肝炎の早期発見、適時適切な治療を促進するため、肝炎ウイルス検診に関する以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○世界（日本）肝炎デー及び肝臓週間における普及啓発、肝炎ウイルス検査受検勧奨等に関する印刷物等の作成・配布 等
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">○がん検診受診率は概ね50%となったが、さらなる検診受診率向上の取組や、引き続き精密検査受診率90%を目指し、区市町村における科学的根拠に基づくがん検診の実施と検診の質の向上に関する取組、職域におけるがん検診の適切な実施を推進していく必要がある。○引き続き、肝炎ウイルスに関する正しい知識の理解促進や受検・受診勧奨、感染の早期発見に向けた環境整備を進める必要がある。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○受診率向上に向けた効果的な普及啓発及び科学的根拠に基づく適切な検診や質の高い検診の実施に向けた関係機関の取組支援、体制整備の推進。○肝炎ウイルスに関する効果的な普及啓発や受検・受診勧奨に取り組むとともに、地域・職域における検査実施体制を整備。

I 取組の進捗状況 1 生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

2 生活習慣病の重症化予防の推進

第3期の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○保険者等が行う生活習慣病の重症化予防の取組について、保険者協議会を通じた好事例の取組等の情報共有などにより支援していく。○糖尿病の重症化予防の取組を進めている区市町村において、より効果的に実施できるよう、必要な支援を行っていくとともに、今後新たに事業を開始する区市町村が円滑に事業に取り組めるよう、東京都としての「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し、関係機関への働きかけを行う。また、糖尿病対策推進会議等と連携し、地域における取組状況や課題について情報共有し、必要な検討を行っていく。○医療機関における糖尿病患者への治療及び指導については、登録医療機関制度による地域医療連携体制において推進していく。
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none">○保険者協議会を通じ、保険者等が行う特定健康診査・特定保健指導やデータヘルス計画の推進による生活習慣病の重症化予防の取組について、好事例の情報共有を行うなど、保険者等の取組を支援。【一部再掲】○区市町村国保及び後期高齢者医療広域連合の糖尿病性腎症重症化予防について、東京都医師会、東京都糖尿病対策推進会議と連名で平成30年3月に策定した「東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を改定（令和4年3月）し、医療関係者向けの研修を実施。また、糖尿病対策推進会議等において、地域における取組状況や課題について情報共有し、必要な検討を実施。○医療機関における糖尿病患者への治療及び指導について、以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none">・「糖尿病地域連携の登録医療機関」制度の運用 登録医療機関数：3,832機関（令和5年4月1日時点）・糖尿病医療連携に資する連携ツールを都ホームページに掲載し、普及啓発の実施 医療機関リスト（「ひまわり」を活用）、（標準的な）診療ガイドライン、医療連携の紹介、逆紹介のポイント、診療情報提供書の標準様式・診療情報提供書（標準様式・平成31年3月改定版）の啓発を行い、病診連携や診療科間連携等の地域医療連携を推進。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">○糖尿病性腎症重症化予防に取り組む自治体数は増加しており、引き続き地域の関係機関と連携した取組を支援していくことが必要。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を必要に応じて見直し、区市町村国保による効果的な取組を推進。

I 取組の進捗状況 1 生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

3 高齢期における社会生活を営むために必要な機能の維持

第3期の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○都は、ホームページ等により、日常生活の中で負担感なく実践できる身体活動量を増やす方法等に関する普及啓発を行っていく。○都は、健康的な食生活に関する知識の普及を図るため、ホームページによる啓発に取り組むとともに、区市町村、保健医療関係団体、事業者・医療保険者等と連携し、適切な食事量、健康的な食生活の意義や栄養に関する知識に関して普及啓発を行っていく。○都は、地域のつながりが健康に良い影響を与えることについて、ホームページ等により普及啓発を行うとともに、区市町村が行う地域とのつながりを醸成する取組について、技術的及び財政的支援を行う。○都は、医療や介護関係の団体と連携し、フレイルを都民に分かりやすく紹介する冊子の活用などにより、フレイルの意味と予防の重要性を啓発していく。○都は、広域連合が行う後期高齢者の健康診査事業に対する支援を引き続き行う。○広域連合は、区市町村と連携し、健康診査の受診勧奨、受診環境整備、広報を実施するとともに、区市町村と情報を共有し受診率向上策を推進していく。○広域連合は、健康診査が未受診で生活習慣病に係る医療機関への受診がない被保険者に対する健康診査受診勧奨や、健診結果が異常値でありながら生活習慣病に係る受診がない被保険者、生活習慣病に係る治療中断者に対する医療機関への受診勧奨について、実施状況を検証しながら効果的な取組を進めていく。○広域連合は、口腔機能の低下を防ぎ、誤嚥性肺炎等の予防等のため歯科健康診査を実施するとともに、区市町村が取り組む訪問歯科健診を支援する。
第3期の取組	<p>都は、以下の高齢期における社会生活を営むために必要な機能の維持に向けた取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○都がこれまで実施してきた健康づくり（フレイル予防を含む）、がん対策、肝炎対策及び感染症対策の知見の効果的な普及啓発と、事業者における取組の促進を図るため、東京商工会議所が養成する「健康経営アドバイザー」を活用し、事業者に対する取組支援を実施○介護予防・フレイル予防の普及啓発として、ポータルサイトの運用やリーフレットの配布を実施○区市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を推進させるため、区市町村の高齢者の保健事業に関わる医療専門職等を対象に研修事業を実施等
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">○都内高齢者のフレイルへの認知度が低く、生活習慣病予防から高齢期のフレイル予防に切り替える対策について、都民への知識の普及が進んでいない。○高齢者がそれぞれの意欲や関心等に応じて、自分に合った地域活動や社会貢献活動等を選び、自由に参加できるような環境づくりが必要。○区市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組において、区市町村ごとの取組状況に差が生じていることや取組を推進する医療専門職等は、事業の企画、調整などに課題を抱えている。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○筋力の低下や低栄養などに陥りがちな高齢者の特性を踏まえ、関係機関と連携し、高齢期における望ましい生活習慣について普及啓発する。○高齢者が健康状態を維持し、地域社会で活躍できる機会を確保できるよう、地域と連携しながら社会環境整備を推進する。○区市町村が一体的な取組に係るより多くのメニューに取り組めるよう、医療専門職等が抱える個々の課題を踏まえて個別支援を行う研修事業を実施する。

I 取組の進捗状況 1 生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

4 健康の保持増進に向けた一体的な支援

第3期の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○都は、都民が自ら積極的に健康づくりに取り組むことができるよう、正しい知識や日常生活の中で負担感なく実践できる工夫等について普及啓発を行っていく。○都は、生活習慣病の予防に配慮した野菜メニューを提供する飲食店の推進や健康づくりの視点を取り入れたウォーキングマップを集約して掲出するポータルサイトの整備など、健康的な生活を実践しやすい環境の整備を進めていく。○都は、健康づくりに取り組む区市町村の状況を把握し、参考となる事例の紹介を行うとともに、引き続き区市町村の取組に対する財政的支援を行う。○都は、区市町村や関係団体の担当職員を対象に、健康づくりの企画や指導的役割を担う人材の育成を図るための研修等を実施していく。○都は、関係機関と連携し、健康づくりに取り組む企業を支援するなど、事業者の健康づくりの取組を促進していく。○保険者等は、ICTなどを活用した分かりやすい健診結果の情報提供や予防・健康づくりに向けたインセンティブの提供等、広く加入者に対する予防・健康づくりの取組を行い、都は、先進的な取組について情報提供する等、必要な支援を行う。
第3期の取組	<p>都は、以下の健康の保持増進に向けた一体的な支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○身体活動量（歩数）の増加に向け、区市町村等が作成したウォーキングマップを掲載するポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」について、マップの追加及び更新並びにコンテンツの拡充を実施（令和4年度末時点50区市町村508コース掲載）○コロナ禍の変化した日常生活において負担感なく実践できる健康づくりのポイントを紹介する特設サイト「withコロナ時代の健康づくりガイド」について、紙媒体も活用して職場、家庭に向けて広く啓発を実施○歯科口腔保健に関する都民向け普及啓発リーフレット等（乳幼児期向けリーフレット4種、はみがきカレンダー2種）を配布○学習指導要領に基づき、飲酒・喫煙防止教育、薬物乱用防止教育、性教育、生活習慣病の予防に関する教育、がん教育等を実施○スポーツ実施率の低い働き盛り世代の実施率向上に向けて企業の取組を支援（社員のスポーツ活動を推進する取組や、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定。認定した企業のうち、特に先進的で波及効果のある取組をしている企業等を「東京都スポーツ推進モデル企業」として表彰。）
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">○都民が望ましい生活習慣を身に付け実践できるよう、正しい知識や日常生活の中で負担感なく実践できる取組について、地域の推進主体と連携しながら普及啓発を行うとともに社会環境整備を進める必要がある。○社会全体で都民の健康づくりを支援していくことを目指し、区市町村や職場等での取組を推進していく必要がある。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○都民の意識・行動変容を促すため、ナッジ理論等を活用するなど、健康づくりに関心を持ちにくい層への効果的なアプローチを図る。○変化した生活様式に即し、都民が実践しやすい施策を検討する。○企業や区市町村における健康づくりの取組を推進する。

I 取組の進捗状況 1 生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

5 たばこによる健康影響防止対策の取組

第3期の取組の方向性	<p>都は、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○区市町村、医療施設、学校、企業等と連携し、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響について都民に普及啓発する。○受動喫煙対策を一層推進するため、東京都受動喫煙防止条例に基づく取組を進めていく。○COPDの予防、早期発見・早期治療の促進に向けて、疾病の原因や症状、発症予防や、治療による重症化予防が可能であることなど、ホームページやリーフレット、動画等を活用し、正しい知識の普及啓発を行っていく。
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none">○受動喫煙防止対策の推進として以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none">・健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の規制内容等について、SNS、電車内ビジョン、屋外ビジョン等を活用した普及啓発を実施・標識ステッカーの配布・相談窓口対応や喫煙専用室等の設置に係る専門アドバイザーの派遣及びAIチャットボットによる問合せ対応・喫煙専用室等の設置に対する補助事業の実施（産業労働局における補助事業の対象外となる風営法対象の飲食店向け）・公衆喫煙所整備や普及啓発、禁煙治療費助成等を実施する区市町村を支援・事業者向け制度説明動画を作成、ホームページへの掲載・施設管理者向けハンドブックの改訂、ホームページへデジタルブックの掲載○喫煙の健康影響に関して以下の普及啓発を実施。<ul style="list-style-type: none">・都内小中学生、高校生を対象に20歳未満の喫煙防止をテーマとしたポスターコンクールを実施・喫煙率の高い30歳代及び40歳代の男性を主な対象とした、両親学級等でも活用できるリーフレットを作成・配布・九都県市合同キャンペーンとして、都営地下鉄、東京メトロ駅構内にて普及啓発ポスターを掲出○COPD対策として以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none">・普及啓発のための広告掲出（Yahoo、Google、ファミリーマート等）・健康保険組合等と連携し、喫煙者へ啓発パンフレットを配布・喫煙所等に掲出可能な啓発ステッカーを作成・普及啓発動画を作成し、ホームページへの掲載や喫煙者の多い都内の遊興場等で放映
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">○着実に受動喫煙の割合は減少しているが、「受動喫煙をなくす」までは至っていない。○20歳以上の喫煙率は、H28 18.3%、R元 16.5%、R4 13.5%（国民生活基礎調査）と、減少しているが、引き続き喫煙率の減少に向けた取組が必要。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○引き続き、健康増進法、東京都受動喫煙防止条例の普及啓発等を行い、受動喫煙対策の推進に向けた取組を進めていく。○引き続き、区市町村、医療施設、学校、企業等と連携し、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響について都民に普及啓発する。○たばこを止めたいと考える人が止められるようにする取組として禁煙支援策を行うことにより喫煙率の低下を目指す。

I 取組の進捗状況 1 生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

6 予防接種の推進

第3期の取組の方向性	都は、以下の取組を実施。 <ul style="list-style-type: none">○都のホームページに予防接種制度に関する情報を掲載するとともに、区市町村や、海外渡航時に推奨される予防接種に関する情報提供を行っている検疫所等関係機関のホームページとのリンク設定を行うなど、関係機関と連携し都民への情報提供を適切に行っていく。○海外旅行者・帰国者に対して、啓発冊子を作成し、効果的な配布を行うことにより、感染症の予防について理解促進を図っていく。
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none">○都のホームページに予防接種制度に関するページを掲載し、予防接種の概要や、副反応報告制度及び健康被害救済制度等について、都民への情報提供を実施。○厚生労働省、国立感染症研究所及び検疫所等のホームページとのリンク設定を行うとともに、定期予防接種の実施主体である区市町村の担当窓口も掲載するなど、情報提供を実施。○海外旅行における感染症の注意点や、予防のポイント、帰国後の健康状態をチェックできる独自の体調管理シートなど、すぐに活用できる情報をひとまとめにしたガイドブックを作成し、この中で海外渡航前の予防接種の必要性について、都民に周知を実施。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">○麻しん風しん定期接種の第2期接種率は国が目標としている95%に達しておらず、接種率の向上が必要である。○情報の変更や追加が多いため、ページによっては都民が求める情報への導線がわかりにくい場合がある。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○麻しん風しん定期接種の第2期接種率向上に向けて、様々な周知活動に取り組む。○都の行う情報発信について、より都民に伝わりやすくするために、ホームページのレイアウトや文言の選択などの継続的な見直しを実施。

I 取組の進捗状況 2 医療資源の効率的な活用に向けた取組

1 切れ目ない保健医療体制の推進

- 都は、平成30年3月には地域医療構想を一体化させた「東京都保健医療計画（第六次改定）」を策定し、地域医療構想の実現に向けて、疾病・事業ごとの具体的な取組を進めていく。
- (ア) 地域医療構想による病床機能の分化・連携
- 都は、医療機関の自主的な取組と医療機関相互の協議による病床の機能分化・連携を推進するため、地域医療構想調整会議において、地域の関係者間で具体的な対応策についての協議を行っていく。
- 病床の整備や病床機能の転換を検討する医療機関に対し、医療経営の専門家による支援や、施設・設備整備等への支援を実施する。
- (イ) がん医療の取組
- がん患者に適切な集学的治療が提供できるよう医療体制を充実するとともに、患者が、がん診療連携拠点病院等から地域の医療機関や在宅に安心して移行できるよう、医療機関等との連携の充実などについて検討していく。
- がんと診断された時から切れ目のない緩和ケアを提供し、患者が希望する場所で安心して療養できるよう、緩和ケアの充実を図る。
- (ウ) 脳卒中医療の取組
- 脳卒中を予防する生活習慣や再発予防及び疾患特性等について、都民・患者の理解促進に努める。
- 患者が脳卒中を発症した場合に速やかに専門的な治療を受けられるよう救急搬送・受入体制の充実を図る。
- 急性期から在宅療養に至るまで一貫したリハビリテーションを提供する。
- 住み慣れた地域で安心して在宅療養生活が送れるよう、地域における医療・介護サービスの連携体制を充実する。
- (エ) 心血管疾患医療の取組
- 心血管疾患を予防する生活習慣や再発予防等に関する都民の理解促進に努める。
- 都民や患者家族による応急手当の普及を推進する。
- 患者が発症した場合に速やかに専門的な医療につながる体制を確保する。
- 患者の早期退院と社会復帰の促進に向けたしくみづくりと支援のあり方を検討する。
- 重症化予防・再発予防のための継続的な支援のあり方を検討する。
- (オ) 糖尿病医療の取組
- 糖尿病に関する正しい知識、治療継続の重要性及び糖尿病医療連携等、糖尿病に関する普及啓発を促進する。
- 患者の早期発見、生活習慣の改善指導も含めた地域で実効性ある糖尿病医療連携体制を構築する。
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士など糖尿病に関わる医療従事者の情報の共有化やサポート体制を構築する。
- (カ) 精神疾患医療の取組
- 地域において、精神疾患患者が病状に応じて早期に適切な治療が受けられるよう、精神科や一般診療科に加え、薬局、区市町村、保健所、相談支援機関等の関係機関との連携体制を構築し「日常診療体制」を強化する。
- 精神疾患の急激な悪化等により救急医療が必要になった時、身近な地域で症状に応じた適切な医療を受けられるように「精神科救急医療体制」を整備する。
- 精神科病院から地域への移行及び定着の取組を推進するとともに、未治療・治療中断者を含め、精神障害者や家族が地域で安心して生活が送れるよう、「地域生活支援体制」の充実を図る。

第3期の
取組の方向性

I 取組の進捗状況 2 医療資源の効率的な活用に向けた取組

1 切れ目ない保健医療体制の推進

第3期の取組の方向性	(キ) 救急医療の取組
	○いつでも、どこでも、だれでも、その症状に応じた適切な医療が受けられる救急医療体制を確保していく。
	○救急搬送が増加している高齢者が、保健・医療・介護関係者の連携の下、迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急受診の支援や医療機関による受入体制の強化を図る。
	(ク) 周産期医療の取組
	○安全な周産期医療を提供するため、都内8つの周産期医療ネットワークグループにおいて、正常分娩からハイリスク分娩を担う医療機関の機能別役割分担と連携を引き続き進める。
	○周産期母子医療センターと地域の関係機関等との連携によりN I C U 等に入院している児の円滑な在宅療養等への移行と、児と家族の安心・安全な療養生活を引き続き推進する。
	(ケ) 小児医療の取組
	○症状の重い小児患者に対する迅速かつ適切な救命処置を行うため、こども救命センターを中心とした小児医療連携ネットワークの構築を図る。
	○こども救命センターに退院支援コーディネーターを配置することにより、円滑な転院・退院を支援するとともに、在宅移行支援病床の設置や、保護者の労力軽減のためのレスパイトの実施を促進し、在宅移行支援の充実を図る。
	(コ) 在宅療養の取組
	○誰もが、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、区市町村を実施主体とした、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供する取組を推進していく。
	○切れ目のない在宅医療の提供に向け、主治医、副主治医制の導入、在宅医と訪問看護ステーション等との連携等による24時間の診療体制の確保、地域包括ケア病棟等を活用した病状変化時に利用できる後方支援病床の確保などの取組を充実する。
	○地域の医療・介護関係者が、I C Tを活用するなど、在宅療養患者の療養生活を支えるための情報共有・多職種連携の取組を推進する。
	○入院医療機関における退院支援の取組を更に進めるとともに、入院時（前）からのかかりつけ医、地域の医療機関、介護支援専門員等多職種との情報共有・連携を強化し、患者・家族も含めたチームでの取組を促進していく。
	○在宅医療の需要増加を見据え、区市町村、関係団体等と連携しながら取組を進め、在宅療養に関わる人材の育成・確保に努めていく。

I 取組の進捗状況 2 医療資源の効率的な活用に向けた取組

1 切れ目ない保健医療体制の推進

第3期の取組	<p>都は、切れ目ない保健医療体制の推進に向けて以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○地域で不足する病床の整備や病床機能の転換を検討している医療機関に対し、経営分析や転換計画の立案等を医療経営の専門家が支援する事業を実施○がん診療連携拠点病院等において、がんの集学的治療を提供○脳卒中に関して、各圏域別検討会で地域の実情に応じた普及啓発を実施○心血管疾患医療に関して、速やかに専門的な医療につながる体制を確保するため、東京都CCU連絡協議会を開催○精神疾患医療について、日常診療体制の強化、精神科救急医療体制の整備、地域生活支援体制の充実○救急医療について、休日・全夜間診療事業の継続実施○周産期母子医療センターにNICU入院児支援コーディネーターを配置し、円滑な転院・退院を支援するとともに、在宅移行支援病床の設置や、保護者の労力軽減のためのレスパイトの実施を促進し、在宅移行支援を充実○東京都こども救命センターを指定し、東京都こども救命センターを中心とするこども救命搬送システムを構築し、体制の確保や地域医療機関研修等を実施○東京都在宅療養推進会議等の開催
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">○引き続き、ライフステージを通じた健康づくりや、急性期から回復期、在宅療養に至る切れ目ない医療連携体制を確保することが必要。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○東京都保健医療計画（第七次改定）では「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を理念とし、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う、医療ニーズの質・量の変化に対応するため、医療機能の分化や連携を推進し、効率的かつ質の高い医療提供体制を確保する取組を拡充。

I 取組の進捗状況 2 医療資源の効率的な活用に向けた取組

2 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進

- 都では、人口密度が高く在宅において医療や介護サービスの効率的な提供が可能であることや、民間企業、非営利団体などの多様な組織体が数多く存在し、在宅サービスや住まいの供給等において新たな事業の創設や参入が期待できることなどの強みを活かしながら、大都市東京の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでいく。
- (ア) 介護基盤の整備の促進と介護人材の確保等
- 医療や介護を必要とする状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができ、また、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供するため、各種介護サービスを充実させていく。
- 在宅サービスの充実を図るとともに、広域的な観点から、必要な施設サービスを確保するなど、サービス基盤をバランスよく整備していく。
- 都内で必要とされる介護人材の安定した確保・定着・育成に向け、介護・福祉の仕事に関する普及啓発、事業者の採用支援、職場環境の改善、介護職員のキャリアアップ支援など、総合的な取組を進める。
- (イ) 認知症対策の総合的な推進
- 認知症の人と家族が地域で安心して生活できるよう、区市町村や関係機関と連携した総合的な認知症施策を推進し、容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等が受けられる体制を構築していく。
- 各区市町村（島しょ地域を除く。）に設置した認知症疾患医療センターにおいて、認知症の人の地域生活を支える医療体制の構築を図る。
- (ウ) 高齢者の住まいの確保
- 高齢者が自身の希望に応じた居住の場を選択できるよう、様々な住まい（住宅・施設）の整備を進める。
- 医療や介護が必要になても高齢者が安心して居住できる住まいを充実させるため、医療・介護・住宅の三者が連携した住宅の整備を進める。
- サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に、東京都独自の基準を設けるなどサービスの質の確保を図る。
- エ) 介護予防の推進と支え合う地域づくり
- 高齢期においても健康で充実した生活を送るために、行政が行う健康づくりや提供される介護予防のサービスだけでなく、住民が自ら主体となって取り組む通いの場づくりを推進していくことが必要であり、都はこれに取り組む区市町村を支援していく。
- 一人暮らし高齢者等が地域で安心・安全に暮らせるよう、高齢者の孤立を防止するための見守り活動や、地域住民による支え合い・助け合い活動を支援していく。
- 社会参加に意欲的な高齢者を「地域社会を支える担い手」と位置付け、豊かな知識・技術・経験を生かしながら、自主的かつ継続的に活動できる環境を整備していく。

第3期の取組の方向性

I 取組の進捗状況 2 医療資源の効率的な活用に向けた取組

2 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進

第3期の取組	<p>都は、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進として、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○第8期東京都高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）等を踏まえた施策展開を行うとともに、東京都高齢者保健福祉施策推進委員会において取組実績の評価及び今後の方向性についての検討を議論。○大学生向けの就職活動イベントにて福祉の仕事の魅力等を発信するPRブースの出展 等○介護サービスの充実及び介護基盤の整備促進、介護人材の安定した確保・定着・育成○各認知症疾患医療センターにおいて、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、認知症の人と家族介護者等への支援、人材育成等の取組を実施○「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のガイドライン」に基づき、住宅ごとの医療・介護連携の取組等の状況を都のホームページで公表○自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議の実施・充実支援
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">○都は、地域ごとに高齢化の進み方や地域の社会資源、地域コミュニティのあり方が異なるため、その特性に合った地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要がある。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○第9期東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）では「地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現」を理念とし、コロナ禍で広まったデジタル技術を積極的に活用しながら、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて取り組んでいく。

I 取組の進捗状況 2 医療資源の効率的な活用に向けた取組

3 緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供

第3期の取組の方向性	<p>(ア) “ひまわり”や“t-薬局いんふお”による適切な医療機関・薬局の選択</p> <ul style="list-style-type: none">○インターネットによる医療機関案内サービス“ひまわり”（以下“ひまわり”という。）の医療機関情報を都民に分かりやすく提供できるよう、提供情報の充実、システム改善や操作性の向上等に取り組む。○薬局の機能情報提供システムである“t-薬局いんふお”（以下“t-薬局いんふお”という。）を活用し、「薬局」の特徴や機能情報を都民に分かりやすく提供する。また、事業者への監視指導等を通じ、都民に対する医薬品や医療機器の適切な情報提供を指導・推進する。○“ひまわり”や“t-薬局いんふお”等がより一層活用されるよう、都民や医療従事者に対し、認知度の向上や利用率の向上に向けた広報に取り組む。
	<p>(イ) “医療情報ナビ”等による医療の仕組みなどに対する理解促進</p> <ul style="list-style-type: none">○都民が医療に関する情報を正しく理解し、活用できるように支援するため、“知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ”や、病気やケガの対処法や子育てなどの一般的な知識について、インターネットで情報提供を行う“東京都こども医療ガイド”を活用して、医療の仕組みや医療情報の選択等に関する都民の理解の促進に取り組む。○地域包括ケアシステムの構築に向けて、区市町村や医師会等と連携し、医療提供施設相互間の機能の分担や業務の連携の重要性の理解を深め、適切な医療機関の受診や在宅療養への理解、看取りに関する正しい知識等について効果的な普及啓発を実施する。

(ウ) 東京消防庁救急相談センターによる電話相談（# 7119）の普及啓発

- 電話により病気やけがの緊急性を判断したり、休日等に診察可能な医療機関を案内する東京消防庁救急相談センター（電話番号：# 7119）を開設し、医師、看護師、救急隊経験者等の職員からなる相談医療チームが都民からの相談に24時間対応する。
- 救急相談センターの更なる利用促進を図るため、あらゆる機会をとらえて都民に対し幅広く効果的な広報活動を推進する。
- 東京都医師会や救急医学の専門医と連携し、電話相談における医学的な質の一層の向上を図るとともに、増加する電話相談に対応するため、運営体制の充実を図る。

(エ) 「東京版救急受診ガイド」の利用促進

- インターネットなどで都民自身が病気やけがの緊急性を確認できるツールとして、平成24年4月から提供している「東京版救急受診ガイド」の更なる利用促進を図るため、あらゆる機会をとらえて幅広く効果的な広報活動を推進する。

I 取組の進捗状況 2 医療資源の効率的な活用に向けた取組

3 緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供

第3期の取組	<p>都は、緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供として以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○適切な医療機関・薬局の選択に関して、“ひまわり”が活用されるよう、ポスター、クリアファイル等による普及啓発を実施 等○医療の仕組みなどに対する理解促進として、「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」冊子の配布○「東京消防庁救急相談センター」及び「東京版救急受診ガイド」の利用促進に関する広報を実施○東京消防庁救急相談センターの体制強化を目的とし、繁忙時間帯における人員増強を実施
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">○都民が病気や症状に応じた適切な医療サービスを選択できるよう、医療機関や薬局等に関する情報を分かりやすく情報提供とともに、都民が必要とする情報に円滑にアクセスできることが必要である。○都民が、医療に関する情報を正しく理解し、安心して医療サービスを受けることができるよう、医療の仕組み等に関する普及啓発を図ることが必要である。○令和4年の東京消防庁救急相談センターにおいては、受付件数が過去最多件数を記録したが、「取りきれない電話」の件数も増加し課題と捉えている。○増大する救急需要に対し、「# 7 1 1 9」東京消防庁救急相談センター及び東京版救急受診ガイドに係る、救急車の適時・適切な利用を促進させるための広報を課題とする。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○引き続き都民が求める医療機関や薬局などに関する情報を分かりやすく提供する。○医療の仕組みや医療に関する基礎的な知識等を分かりやすく情報提供する。○「取りきれない電話」の低減を目指し、東京消防庁救急相談センターにおける「ソフト（人材）」「ハード（機器システム等）」の充実強化を図る。○救急搬送に占める「軽症割合の高い若年層」及び「救急搬送割合の高い高齢者層」をターゲットとして捉え、具体的な事業内容や利用方法を周知し、救急車の適時・適切な利用に対する理解を深めるための広報を展開する。

I 取組の進捗状況 2 医療資源の効率的な活用に向けた取組

4 後発医薬品の使用促進

	計画策定	第3期計画期間							
後発医薬品の使用促進	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (目標値)
	64.1% (参考値)		66.7%	71.6%	74.6%	76.2%	76.4%		80%以上
第3期の取組の方向性	<p>都は、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都薬剤師会による後発医薬品の情報提供サイト運営にかかる支援や、薬事監視指導の一環としての後発医薬品の収去及び溶出試験等の実施により、後発医薬品の普及に向けた環境を整えていく。 ○後発医薬品への正しい理解を促進するため、医療関係者、都民に向けた普及啓発を強化する。 ○区市町村による後発医薬品に切り替えた場合の自己負担差額通知の取組に対する財政支援や、医師会、薬剤師会等との連携、広報等を行い、全ての区市町村において取組が実施されるよう支援する。 ○保険者協議会を通じて、保険者等の取組状況や課題を把握し、好事例の情報提供等を行う。 								
第3期の取組	<p>都は、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療関係者・保険者等の関係者等が都内の現状と課題を共有し対応策を検討する、東京都後発医薬品安心使用促進協議会を開催した。 ○薬剤師等医療関係者が後発医薬品の比較検討を行いやすくするため、東京都薬剤師会が運営する後発医薬品の情報提供サイトへの支援を行った。 ○薬事監視指導の一環として、後発医薬品の収去をし、溶出試験等を行った。 ○東京都薬剤師会が実施する地域医薬品使用実態調査について補助を行い、後発医薬品使用の進捗状況を把握とともに、都民への後発医薬品に関する正しい知識の普及と安定供給のための基礎資料を得た。 ○都のホームページ「t - 薬局いんふお」で各薬局の後発医薬品備蓄数を公表した。 ○後発医薬品使用割合の低い子育て世代向け後発医薬品普及啓発リーフレットを作成した。 ○後発医薬品の安心使用促進に向け、医療関係者が連携して取り組む際の一助となるよう、医療関係者向け講演会を開催した。 ○都内の国民健康保険及び後期高齢者医療制度について、地域毎の後発医薬品の使用割合及び使用促進を阻害している要因を体系的に整理し、見える化することで、各保険者で対応すべき課題や対応の優先順位を明確化するため、ジェネリックカルテを提供した。 ○区市町村による後発医薬品に切り替えた場合の自己負担差額通知の取組に対する財政支援を行った。 								
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○後発医薬品の数量シェア80%に達していない。 ○東京都薬剤師会の情報提供サイトへの支援や薬事監視指導の一環としての後発医薬品の収去及び溶出試験等など既存の取組みを着実に実施する必要がある。 								
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、後発医薬品の使用割合の向上に向けた取組を実施するとともに、後発医薬品の品質確保の観点から関連事業を行う。 								

I 取組の進捗状況 2 医療資源の効率的な活用に向けた取組

5 医薬品の適正使用の推進

第3期の取組の方向性	<p>都は、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○薬局と医療機関や関係団体等との連絡会議を開催するなど、地域連携の構築を支援していく。○かかりつけ薬剤師・薬局に対する研修等を実施し、服薬情報の一元的かつ継続的な把握に向けた体制を構築するなど、薬局・薬剤師の機能強化を図る取組を行う。○地域で医師、看護師、介護支援専門員等と連携し、都民に向けた薬に関する講習会やおくすり相談会を実施するほか、お薬手帳の一元化や電子お薬手帳の活用に向けた取組を通じて、服薬アドヒアランスの向上を推進していく。○国民健康保険の被保険者の適正受診、適正服薬に向けた取組を支援するため、区市町村に対し引き続き交付金による支援を行う。○保険者協議会を通じて、保険者等の取組状況や課題を把握し、好事例の情報提供等を行う。○現在、国において、高齢者の薬物療法の安全性を確保する観点から、多剤服用に関する適正使用のガイドライン策定に向けた検討が進められており、こうした国の動向等も注視して取組を進めていく。
第3期の取組	<p>都は、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○東京都薬剤師会が実施する地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業を支援し、医師会、薬剤師会、看護協会、訪問看護ステーション協会、介護支援専門員研究協議会との連携を目的とした連絡会を実施し、かかりつけ薬剤師・薬局に対する研修会等を開催した。○地域事情に即した地域の薬局間及び医療機関と薬局間の連携研修等を実施し、住民向けの講習会等を通じて、服薬アドヒアランスの向上を推進した。○国民健康保険の被保険者に対して区市町村が行う保健指導等への交付金による支援を行った。○東京都薬剤師会と連携して、区市町村が実施する医薬品適正使用の取組を支援するモデル事業を実施した。（令和4年度モデル自治体数 7）
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">○薬局における医療機関等との地域連携、かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化が必要。○区市町村国保では、服薬情報通知の送付、服薬管理指導等を実施する自治体数が増加しており、より効果的な取組とするため専門職である薬剤師等との連携が必要。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○区市町村国保における、地区薬剤師会等と連携した取組の促進等、引き続き医薬品の適正使用を推進する。

I 取組の進捗状況 2 医療資源の効率的な活用に向けた取組

6 レセプト点検等の充実強化

第3期の取組の方向性	<p>都は、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">○区市町村、国民健康保険組合及び広域連合に対し、レセプト点検担当者向けの説明会の開催や、レセプト点検相談窓口の開設、指導検査を通じ、効果的な実施に向けた技術的助言を行う。○被保険者に対する適正受診・適正服薬に関する普及啓発を図るため、都内区市町村での統一的な医療費通知の実施に向けた検討を進めるとともに、区市町村における重複・頻回受診に関する被保険者への保健指導の取組を支援する。○療養費の支給の適正化に向けては、講習会の実施や、柔道整復療養費等に関する療養費支給申請書の点検体制の充実強化について交付金等により区市町村の取組を支援するほか、ホームページ等を活用した広報に努めていく。○海外療養費の支給事務について、海外療養費事務処理等マニュアル作成等により区市町村の取組支援を継続していく。○第三者求償事務については、各区市町村において、第三者行為に関するレセプトの抽出及び被保険者への確認が確実に行われるよう、国保連合会や国が委嘱している第三者求償事務アドバイザーと連携した助言等の支援や好事例の情報提供により支援を行っていく。
第3期の取組	<p>都は、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○区市町村、国民健康保険組合及び広域連合を対象に、レセプト点検担当者向け説明会や意見交換会を実施した。○第三者求償事務については、各区市町村において、第三者行為に関するレセプトの抽出及び被保険者への確認が確実に行われるよう、国保連合会等と連携し、全国との比較や保険者努力支援制度の達成状況を情報提供することにより支援を行っている。 <p>広域連合は、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">○国の通知に基づき、被保険者に対する柔整療養費を含む医療費通知の実施や、多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者の調査及び適正な受療に係る周知を図るほか、柔整療養費の適正化に向けた取組を行った。○療養費については、啓発文書とあわせて患者アンケート実施し、返戻されたアンケート結果に疑義のある場合は、施術管理者へ電話照会を行った。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">○国は、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために、第三者行為求償事務について一層の取組強化を図ることが重要としている。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○都は、第三者行為に関するレセプト抽出が確実に行われるよう区市町村を支援していく。

Ⅱ 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力

第3期の取組の方向性	<p>保険者協議会を通じた保険者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none">○東京都は平成30年度から、国民健康保険の保険者として保険者協議会に参画する。○保険者協議会と連携し、保険者等が行う医療費適正化の取組状況や課題を把握し、好事例や、国保データベース（KDB）システムによる医療費分析結果等を共有するなど、保険者等の取組を支援していく。
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none">○都は平成30年度から、国民健康保険の保険者として保険者協議会に参画するほか、都国保連合会と共同で事務局を担っている。○保険者協議会において、保険者等の担当者を対象に特定保健指導等を効果的に実施するためのプログラム研修の実施を行った【再掲】。○保険者協議会において、保険者等が行う特定健康診査・特定保健指導やデータヘルス計画の推進による生活習慣病の重症化予防の取組について、好事例の情報共有を行うなど、保険者等の取組を支援【再掲】。○新型コロナウイルス感染症の健康等への影響を分析するため、保険者協議会委員の特定健診データを活用して被保険者の健康状態の変化の傾向を把握し、調査結果を有識者による取組への助言とともに保険者協議会HPに掲載。○保険者が協働して被保険者等に対する集中した啓発を行うため、保険者協議会として促進月間を設定し、啓発資材（国、都が作成したポスター・リーフレットを活用）をホームページに掲載とともに、都等が開催するイベントにおいて普及啓発を実施。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">○令和5年5月の全社法により、保険者協議会が必置化されるとともに、医療費適正化計画の実績に関して意見することとされ、加入者の健康増進と医療費適正化に関する取組について、連携を促進する。